

コミュニティ施策の今後の進め方（概要版）

【住区】

住区とは、区の「生活圏域整備計画」において近隣社会としてのまとまりを保持することが可能な区域として設定したもので、区立小学校の通学区域を基準とした広がり的事物を指し、区内には22の住区があります。

【住区住民会議】

住区住民会議は、区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体で、住区ごとに組織されています。

住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、その他様々な地域の活動団体、行政から委嘱された委員、事業者やそこに働く人々などで構成され、規約に基づき自主的に運営されています。政治的・経済的（営利的）・宗教的目的を持たない住区内の誰もが参加できる開かれた住民組織です。

住区住民会議は、地域の問題をみんなで知恵を出し合い、意見を調整して合意を見出し、実践することによって地域課題を解決する場です。また、住区住民会議は話し合いや活動を通して地域情報の収集・交換をするとともに、地域へ行政からの情報提供などを行っています。

また、住区住民会議は話し合いを行うだけでなく、住区のニーズにあった特色ある活動を推進し、住区まつりや文化・スポーツ活動、青少年キャンプなど人々が楽しく地域に参加できる機会や場も提供しています。合わせて、地域コミュニティの拠点として整備された住区センターの会議室等の利用申請の受付、使用料の徴収等も行っています。



【町会・自治会】

町会・自治会は、区内の一定の区域に居住する人々の地縁に基づいて形成された伝統的な団体です。地域のコミュニティ形成を担う代表的な住民組織で、区内には82の町会・自治会があります。いずれも入会制の会員組織で、会員から徴収した会費等によって運営され、地域の防災・防犯、資源の集団回収、清掃美化、交通安全などの日常生活に欠かせない活動を行っています。また、日赤奉仕団活動や共同募金等の社会貢献活動や、ラジオ体操、もちつき大会、祭礼などの様々な事業を通じて住民同士の相互交流や親睦を深めるなど、「人と人とのつながり」を形成しています。

区からの委託を受け、区の事務事業等の普及を図るため、掲示板へのポスター掲示や回覧板の回付を行うほか、各種委員・調査員等の推薦を行うなど、区政執行の一翼を担っています。



1 方針策定の背景

目黒区では、昭和49（1974）年以降、小学校通学区域程度の広さを一つの生活圏域とする22の「住区」を設定し、その住区内に住む人や地域で活動する人々が参加し、地域課題解決のための協議を行う場である「住区住民会議」を中心としたまちづくりを進め、区民のコミュニティ活動を始めとする地域活動の拠点、また、交流の場として、集会施設である住区会議室を含む住区センターを整備してきました。

平成26（2014）年3月には、将来の人口構造の変化や人口減少などを見据えた「目黒区有施設見直し方針」を策定、その後「生活圏域整備計画の今後の方向性のまとめ」を行い、コミュニティ施策に係る事項については、「次期基本計画の改定に向けて課題の整理や方向性のまとめを含めて改めて早急に議論しながら検討していく」とし、平成28（2016）年4月から地域のコミュニティ形成に関わる活動団体との意見交換や、地域の活動団体の関係者を中心に立ち上げた「地域コミュニティ検討会」からのご意見をいただきながら具体的な検討を進めてきました。

～地域コミュニティをめぐる社会状況～

(1) 人口の状況	平成25年3月の区の人口予測では、数年先には「人口減少」の局面を迎えることとなり、少子高齢化が更に進む。
(2) 世帯の状況	○単身世帯が全世帯の半数を超えている。 ○75歳以上の単身の高齢者世帯が増加していく。
(3) 住宅事情の状況	○共同住宅に居住する世帯が7割を超えている。 ○一戸建世帯及び共同住宅世帯のいずれも世帯人員の規模が縮小している。
(4) 地域への関心度	○町会・自治会の活動を「あまり知らない・ほとんど知らない」とする人が67.2%、住区住民会議の活動を「あまり知らない・ほとんど知らない」とする人が76.5%となっている。 ○地域活動に「参加したことがない」とする人は66.9%となっている。

2 地域コミュニティの現状と課題

(1) 全般的課題	○生活の利便性向上や生活環境の多様化は、地域の共同体意識を低下させる一因となっており、近隣の人のつながりが希薄になっている。 ○地域活動への参加が減り、担い手不足や役員の高齢化・固定化という問題も生じている。
(2) 住区住民会議	○住区住民会議が地域のコミュニティ形成に寄与してきたことは、大いに評価すべき。 ○「地域課題を解決する場」「住民参加・協議の場」という重要な機能を担い切れていない地域では、その必要性に疑問の声もある。
(3) 町会・自治会	○伝統的地縁団体として、地域のコミュニティ形成に大きな力を発揮するとともに、地域の課題解決にも重要な役割を果たしてきた。 ○従来の活動を継続するだけでは様々な課題を解決することは難しく、新たな活動スタイルが求められている。
(4) これまでの施策の考え方と課題	○現行基本計画に掲げる「10年後の目黒の姿」は、今後の目標としても大きく異なるものではない。 ○地域のコミュニティ形成の基礎を担う町会・自治会が直面する課題の解決に向けた支援を積極的に行っていく必要がある。 ○地域で活動する団体同士が情報交換を行い、より一層の連携・協力が図れる仕組みを構築していく必要がある。

3 今後のコミュニティ施策の基本的な考え方

基本的な考え方

住民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住み良い地域社会づくりを進めます。

四つの視点

①地域の住民が抱える様々な生活上の問題を地域の課題としてとらえ、その課題を地域コミュニティが自ら解決していく力が必要となっています。

②地域に関わる活動団体を核として、NPOなど様々な団体や個人の連携・協力を促進し、地域コミュニティが活性化するような環境を整備します。

③「ともに考え、ともにつくる」という区の協働の理念の下に、地域と行政との連携・協力による課題解決の取組をより積極的に進めます。

④地域の活動団体の自主性・自立性を尊重しつつ、地域活動が活発になるよう、区は積極的な支援を行います。

4 地域コミュニティに係る施策の進め方

(1) 地域コミュニティの基礎となる町会・自治会

◎ 町会・自治会は、地域の人と人とのつながりをつくり、地域のコミュニティ形成の基礎となることを明確に位置付け、活性化に必要な支援を行います。

【町会・自治会の活性化に向けた提案】

- 町会・自治会は、近隣町会の事業展開の事例や、地域の若い世代や女性の意見等を積極的に取り入れ、新しい活動を行っていく。
- 町会・自治会の必要性を感じてもらえるよう、「助け合い・支え合い」の活動にも力を入れていく。
- 町会・自治会は、住区住民会議や地域のPTA、NPOなど多様な活動団体と相互に参加・協力できる関係を広げていく。
- 町会・自治会は、多様な活動団体との協力関係を広げる中で、新たな担い手を募り、地域の人材確保と次世代の育成に努めていく。
- 町会・自治会は、多くの地域住民から理解が得られるよう、より一層運営の透明性を高めていく。

【区の取組方針】

- 区は、各町会・自治会に共通する課題への取組や新たな地域課題の解決に向けた取組等に対して積極的に支援を行います。

(2) 誰もが参加できる場・協議の場としての住区住民会議

◎ 地域の誰もが参加でき、地域課題の解決のための協議を行う場は必要であり、その役割は、これからの住区住民会議が担うべきです。

【住区住民会議の活性化に向けた提案】

- 住区住民会議は、住区の区域内の町会・自治会を始めとして、多様な活動団体が同列に参加し、情報交換・協議を行う場として充実していく。
- 住区住民会議は、定期的な情報交換・協議の場を設けるとともに、広く地域の様々な活動団体や住民の参加を呼び掛けていく。
- 住区住民会議は、多様な活動団体の参加を進める中で、地域の人材確保と次世代の育成に努めていく。
- 住区住民会議は、地域の行事のうち町会・自治会が主体となって実施できるものは町会・自治会で実施することを基本に、地域の実情に応じた役割分担を検討していく。
- 住区住民会議は、地域の様々な活動団体の情報の収集・発信を行うなど、地域活動の広報機関としての充実を図っていく。

【区の取組方針】

- 区は、住区住民会議の役割について地域への周知を図るとともに、組織や運営についての相談・助言を行います。
- 区は、新たな地域課題の解決に向けた取組等に対して積極的に支援を行います。

(3) 地域コミュニティの区域

◎ 小学校通学区程度程度の広さを地域コミュニティの区域とすることには妥当性がありますが、今後、地域ごとの状況を踏まえた区域のあり方の検討の必要性も考えていきます。

【区の取組方針】

- 区は、現行の「住区」ごとのコミュニティ施策を継続しつつ、地域コミュニティの区域のより良いあり方についての検討の必要性を考えていきます。

(4) 様々な団体の連携・協力

◎ 地域の様々な活動団体が連携・協力するための仕組みづくりを進め、団体同士の連携・協力の関係を構築します。

【区の取組方針】

- 区は、地域の活動団体を核として、NPOなど様々な団体や住民同士の情報交換や交流、そして連携・協力した活動のための仕組みづくりを促進します。

(5) 地域活動の拠点

◎ 地域活動拠点は地域活動を支える重要な施設であり、その機能は今後も維持・活用していきます。なお、必要な機能や管理のあり方の検討を進め、より効果的・効率的な施設としていく必要があります。

【区の取組方針】

- 区は、今後「区有施設見直し計画」の中で、施設の機能に着目した見直しを進めることとしており、地域活動拠点に必要な機能についても検討を進めます。
- 区は、現在の指定管理の指定期間が平成30年度までであることから、次期指定期間を念頭に置きつつ管理のあり方について検討を進めるとともに、管理のあり方に関わらない課題については、できるだけ早期に対応します。

(6) 区が行う支援策などの取組

◎ 地域コミュニティの活性化は区政執行に関わる重要課題であり、区は、町会・自治会及び住区住民会議を中心として積極的な支援を行います。また、「地域に身近な区の窓口」としての組織の充実を図るとともに、職員の意識啓発にも取り組みます。

【区の取組方針】

- 町会・自治会に対して、地域の要望・関心が高い防災活動など公益に資する取組に関して支援策を検討します。
- 各住区住民会議の補助金の活用状況を精査し、今後の補助金のあり方なども含めて検討します。
- 「まちづくり活動助成」などの仕組みを再編・整理し、NPOなどが行う地域課題の解決に向けた取組をより効果的に支援できるよう、見直しの検討を進めます。
- 町会・自治会への加入促進につながるよう、マンション建設業者や管理業者などに対し、地域との窓口となる担当者の配置を求めていくことなどについて検討します。
- 区ホームページなどによる地域活動に関する広報の充実を図るとともに、地域による広報媒体の多様化に必要な研修機会を持てるよう支援策を検討します。
- 地域の人材確保・育成に資する研修等機会を持てるよう検討します。
- 地域の関係団体と地区サービス事務所との定期的な懇談の場を設けるなど機会の充実を図り、地区サービス事務所の「地域に身近な窓口」としての役割をより充実させます。
- 職員に対し地域コミュニティの役割等についての研修を行うなど、地域コミュニティに関する意識啓発の取組を進めます。